

工事検査・工事成績評点に関すること 工事成績評定アップのポイント

I. 工事成績評定の対象等について

工事成績評定は、受注業者の適正な選定を目的として定めた「工事成績評定基準」に基づき、当初設計金額130万円以上の案件について実施しています。

評定者は、綾部市工事監督検査要領に定める「検査員」並びに「総括監督員又は担当課長」及び「主任監督員」の3者です。各評定者が評定する考査項目には種類があり、検査員及び主任監督員については土木用と建築・設備工事用の2つに分かれており当初契約金額500万円未満が「小規模型」、500万円以上3000万円未満が「簡易型」、3000万円以上が「標準型」を使用して評定しています。総括監督員については工種、金額による分けはありません。

様式等は、綾部市のホームページ <http://www.city.ayabe.lg.jp/> の

「産業・ビジネス」⇒「入札・契約」⇒「制度概要」⇒「工事監督検査要領」

でもご確認ください。

II. 工事成績評定の利用について

工事検査の後、皆様に通知させていただいています「工事成績評定」は、以下の事項について利用しています。

建設工事入札参加業者等級格付

年度ごとの等級格付基準に用いる総合評点のうちの「主観点」に加減点しています。

業種別採用成績評点＝（業種別工事成績平均評点－65）×3

ただし、±50点を上下限とします。

例）A工事…工事種別：土木 …72.0点

B工事…工事種別：土木 …68.0点

以上より、業種別工事成績平均点＝（72.0＋68.0）÷2＝70.0点

業種別採用成績評点＝（70.0－65.0）×3＝15.0点

よって、業種別採用成績評点（土木）として、15.0点が加算されます。

入札参加資格の要件

入札案件の条件として、前年度の該当工種評点の要件を付しています。

公募型 該当工種が65点に満たない評定を受けていないこと

条件付 該当工種が60点に満たない評定を受けていないこと

※点数の基準は現時点のもので今後変更する場合があります。

Ⅲ. 工事成績評定の内容について

工事成績評定は、先に記述していますとおり、「主任監督員」「総括監督員及び担当課長」「検査員」の3者で行います。

1 主任監督員

1-1 土木工事における考査項目

○施工体制

（１）施工体制一般

（２）配置技術者（現場代理人等）

○施工状況

（３）施工管理

（４）工程管理

（５）安全対策

（６）対外関係

○出来形及び出来ばえ

（７）出来形

（８）品質

○高度技術・創意工夫

（９）高度技術・創意工夫

1-2 考査項目の内容について

（１）施工体制一般

全体的な施工体制を確認しています。

① 作業分担の範囲が確認でき、現場とも一致していれば評価します。

※施工計画書、施工体制台帳、施工体系図で確認しています。

② 請負代金内訳書及び工程表（契約後5日以内）、現場責任者届が提出されていれば評価します。

③ 建退共の証紙の購入、受け払いが適正に行われていれば評価します。

※契約後 1 か月以内に第 1 回報告がされていれば評価します。

- ④ 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっていれば評価します。

※たとえ業者努力であっても当初配置予定と大きく異なれば評価しません。

- ⑤ 緊急指示等に対する対応が速やかであれば評価します。

※該当がなければ、項目を削除します。

(2) 配置技術者（現場代理人等）

現場責任者届による配置技術者の関与が感じられない状況、下請け任せとなっている状況等が見受けられます。「配置技術者」に関する評定項目は複数あるため、評価に大きく影響します。

- ① （標準・簡易型）現場代理人として、工事全体の把握ができています。

（小規模型）現場代理人として、工事全体の把握ができており、また、発注者とのコミュニケーションが適切にとられている。

※現場代理人は現場に常駐していることが必須です。（兼務される場合は、連絡員を定めてください。）

※監督員等との打合せ、連絡調整等の対応が明確で責任ある態度で現場運営を行っているか確認をします。

- ② 設計図書の照査が十分で、現場との相違があった場合は適切に対応できていれば評価します。

※相違点等があれば、適切に対応されているか確認をします。（手戻り等は、不可）

※書面を作成して確認できるようにしてください。

- ③ 主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ良好な施行に努めていれば評価します。

※手戻りや手直しが無く、施工されているか確認をします。

- ④ 作業主任者を選任し配置できていれば評価します。

※作業主任者の配置をした場合は、選任状況が明確に確認できるようにしてください。

※作業主任者の配置が必要ない場合は項目を削除します。

(3) 施工管理

受注者として、事前測量や設計図書の確認が十分できていないと感じられる場合があります。事前照査及び現場条件の変更に対して、適期の協議や提案等を含めた対応が実施されているかが評価に影響します。

- ① （標準・簡易型）契約書 18 条第 1 項各号に係わる設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っていれば評価します。

（小規模型）施工に先立ち現場条件を反映した施工計画が提出され、現場においても概ね一致していれば評価します。

※照査報告又は打合簿等による報告があり、そのとおりに施工されているか確認をします。

※施工後の提出であれば評価しません。（日付さかのぼりは不可）

- ② （i）施工計画書と現場施工方法が一致していれば評価します。
- （ii）施工計画書と現場の施工体制等が一致していれば評価します。
- （iii）施工計画書の内容が、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていれば評価をします。

※当初の施工計画書に対して変更があった場合、施工前に、重大な変更は施工計画書を見直し、軽微な変更は打合簿により処理をしてください。

- ③ 現場内での整理整頓が日常的になされていれば評価します。
- ④ 使用材料等の品質証明書等、工事記録写真等が適切に整理されていれば評価します。
※過度の修正指示及び指摘がないことが必須です。
日付け、工事名、工事場所等の未記入にご注意ください。
※ブロック積工の割付図や組立マンホール等の施工図の提出も有効です。
※材料検収の黒板に確認日、立会者を記載してください。

- ⑤ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされていれば評価します。
※施工計画に則り処理が適切でマニフェスト（提示）により確認できれば評価します。
※再生資源利用計画書（実施書）、写真、運搬管理表の処理により判断します。
※工事検査完了後に再生資源利用実施書（Excelデータ）の提出をお願いします。

- ⑥ 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用していれば評価します。
※指定機械、使用予定機械が現場で確認でき、写真記録等整備されているか確認します。
※ステッカー表示や仕様が明示されている箇所を撮影されているか確認します。
（排出ガス対策型、クレーン仕様、産廃運搬時のダンプ表示等）

- ⑦ 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われていれば評価します。
※事前に段階確認、立会の申請書類が提出されているか確認します。

（４）工程管理

休日も確保しつつ工期内に余裕をもって完成できれば評価につながります。

- ① 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑

な工事進捗を行っていただければ評価します。

※受注者自ら積極的に対応又は問題なく工事完了すれば評価します。

- ② 夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成すれば評価します。
※夜間作業や休日作業がある場合でも計画どおり良好に施工されていれば評価します。

(5) 安全対策

定期安全教育、安全パトロール及び現場の安全対策等について、積極的に安全対策を行っていただけると評価につながります。

- ① 安全教育・訓練等を 4 時間/月以上適時、適格に実施し、記録が整備され、かつ創意工夫をしていただければ評価します。
※書面及び写真で実施状況を確認します。

- ② 安全巡視、TBM (ツールボックスミーティング)、KY (危険予知活動) 等を実施し、記録が整備されていただければ評価します。
※書面及び写真で実施状況を確認します。

- ③ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されていただければ評価します。
※書面により確認できるようにしてください。
※現場での注意事項、安全対策の取組が分かる資料が整理されているか確認します。

- ④ 過積載防止に積極的に取り組んでいただければ評価します。
※運搬管理表の作成及び過積載防止に対する取組状況を確認します。
※使用機械・車両の点検整備が分かるチェックシートの作成も有効です。
※ダンプトラック運搬が工種になれば項目を削除します。

- ⑤ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理が、チェックリスト等を用いて実施されていただければ評価します。
※施工後に手戻り等の不備がないようにしてください。
※対象工事外のものについては項目を削除します。

- ⑥ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理が、チェックリスト等を用いて実施されている。
※施工後に手戻り等の不備がないようにしてください。
※対象工事外のものについては項目を削除します。

◇検査時には、提示書類を必ず持参してください。

（６）対外関係

地元調整、関係官公庁等の調整を受注者自ら積極的に対応いただくと評価につながります。

- ① 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であれば評価します。

※苦情がなかった場合も評価します。

（７）出来形

規格値に対してばらつきが少なければ評価します。事前の協議等がなく、発注者による設計変更により規格値内に収まり、結果ばらつきが少なかった場合は評価しません。

（８）品質

品質関係の試験結果が規格値、試験基準値を満足し、ばらつきが少なければ評価します。

（９）高度技術・創意工夫

高度技術は、工事全体を通して他の類似工事に比べて特異な技術力を要する必要があったものを評価しています。創意工夫との二重評価はしません。

創意工夫は高度技術で評価するほどではないが受注者の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば評価しています。高度技術との二重評価はしません。

※加点評価です。

2 総括監督員及び担当課長

2-1 土木工事における考査項目

○施工状況

- （１）工程管理
- （２）安全対策

○社会性等

- （３）地域への貢献等

○法令順守等

- （４）法令順守等

2-2 考査項目の内容について

（１）工程管理

該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行報告書、施工体制台帳などを総合的に判断して評価しています。

- ① 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成できれば評価します。

- ② 隣接する他の工事等との積極的な工程調整がされていれば評価します。
(公共・民間工事を問わず、トラブルがないこと)
- ③ 地元調整を行い苦情やトラブルがないこと、又は、トラブルに対し誠意をもって対応されていれば評価します。
(発注者による現場処理が必要とならないよう対応されていること)
- ④ 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えていれば評価をします。
- ⑤ 現場代理人及び配置技術者による積極的な現場関与の姿勢が見られるか確認します。
- ⑥ 工期内に現場を完成、工事完成図書が提出されていれば評価します。
(現場での是正、清掃等が完了され、書類に不備な点がないこと)

(2) 安全対策

当該項目を現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に総合的に判断して評価しています。

- ① 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著であるか確認します。
- ② 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいるか確認します。
- ③ 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっているか確認します。
- ④ 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮しているか確認します。
- ⑤ 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されているか確認します。

(3) 地域への貢献等

当該項目を現場への臨場、工事写真及びその他関係書類などを基に総合的に判断して評価しています。

- ① 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図っていれば評価します。
- ② 定期的に広報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図っていれば評価します。

- ③ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献していれば評価します。

※現場周辺の清掃活動等は実情に合わせ回数・内容等を考慮して評価します。

(4) 法令順守等

安全管理が不適切で工事関係者事故等が起こった場合、マイナス点となる項目です。

3人の評定者の平均点からのマイナスとなりますので、大きな減点となります。

3 **検査員**

3-1 **土木工事における考査項目**

○施工状況

(1) 施工管理

○出来形及び出来ばえ

(2) 出来形

(3) 品質

(4) 出来ばえ

3-2 **考査項目の内容について**

(1) 施工管理

事前測量、設計図書の確認を行い現場条件に合った施工計画書を作成し、それに沿って施工管理が行われているかを評価します。

- ① 契約書第 18 条第 1 項各号に基づく設計図書の照査を行い施工がなされていれば評価します。

※照査結果について報告書の提出又は施工計画書、工事打合簿等による報告をして施工を行っているかを確認します。

- ② 施工計画書と現場施工方法が一致していれば評価します。

※当初の施工計画書に対して変更があった場合、施工前において重大な変更は施工計画書の見直し、軽微な変更は打合簿等により処理されていて施工方法と施工計画書が一致していれば評価します。

- ③ 段階確認・立会の申請が適切な時期に行われていれば評価します。

※事前に立会確認願いが書面または、口頭での報告が適宜されているか確認します。

- ④ 建設副産物の処理、リサイクルへの取り組みが適切になされていれば評価します。

※施工計画に則り、処理が適切でマニフェスト等により確認できれば評価します。

※一般廃棄物（飲料空き缶、弁当がら等）については、現場の日常的な整理整頓で考

査します。

- ⑤ 建退共の証紙が適切に配布され管理されていれば評価します。

※下請けが他の退職制度に加入しているなど証紙の購入が不要な現場に対して、「証紙購入不要」の報告を受けているか確認します。

- ⑥ 工事の関係書類及び資料整理がよければ評価します。

※手書きの書類があっても、インデックス等を利用して見やすく取りまとめてあれば評価します。

(2) 出来形

自社基準を設定し出来形管理していることと、規格値に対するばらつきが少ないかを確認して評価しています。

- ① 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できれば評価します。

※出来形図、成果表は作成してあるが管理(測定)写真がなければ評価が下がります。

- ② 写真管理基準の管理項目を満足していれば評価します。

※施工計画書に写真管理基準も記述いただき、それに沿って管理ができていれば評価します。

- ③ 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫があれば評価をします。

(出来形を赤色で表示し、設計値との比較ができていること)

(3) 品質

品質管理項目について、基準を満足しばらつきが少ないかを評価しています。各工種によって対象評価項目が違います。必要な品質管理試験、基準値を施工計画書に記述いただき、それに沿って管理ができていれば評価します。

(4) 出来ばえ

主に検査員が印象として捉える部分となりますが、主たる構造物のほかに、付帯構造物についての細部仕上げや検査時点での清掃状況等を評価しています。仕上げのきめ細かさ、全体的に美観であるかを確認します。

工事成績評価結果を検証してみますと、高得点となる案件は、現場代理人及び主任技術者等の関与が反映されています。配置技術者の現場運営が、最終的な評価結果として表れますので、現場の仕上がりや提出書類の丁寧な整理により成績評価をアップすることができます。過去の指摘事項等を社内で共有し、更なる改善を図っていただきたいと思います。